商品名等

防犯等セキュリティコントローラー

(電気用品名等)

1 当該商品等の概要

用途、機能、性能

オフィスビル、一般家庭等において、使用者等に侵入者情報を報知するために、 侵入検知センサー、監視カメラ、音声報知器、入退室用カード読取機、電気施錠等 と接続し、これらを管理するコントローラーである。

製品によっては、

防犯警報機器として、侵入検知センサー、音声報知器、コントローラー等の機器で構成されるが、監視機能を向上させるため、付加的にLAN等の構内ネットワークにより情報処理システムと連携し、遠隔による操作・管理等ができるもの

防犯警報機器として、侵入検知センサー、モニター、コントローラー等の機器で構成されるが、監視機能を向上させるため、付加的にハードディスクレコーダー、映像処理機器等と連携するもの

がある。

構造、仕様、意匠

コントローラーから供給された直流電源により、侵入検知センサー、電気施錠、 入退室用カード読取機 (警報ブザー内蔵のものもある)が作動するとともに、これら周辺機器の信号をコントローラーが読み取り、音声報知器等により使用者等に警報を発する。また、

については、パソコン、LAN等の構内ネットワーク、ルーター等を通じて接続されている。監視カメラも接続されているが、これは常時撮影しているものであり侵入検知信号により、電源の入・切が行われるものではない。

については、監視カメラ(侵入検知機能を有するものもある)、モニター、 ハードディスクレコーダー(ビデオテープレコーダー・DVDレコーダー を含む)、映像分割・分配機器等と接続されている。なお、映像分割・分 配器は接続しなくてもシステムとして動作する。

定格:

コントローラー : 交流100V、50/60Hz

カードリーダー、防犯センサー、電気施錠 : 直流24V他直流駆動

カラーモニター、ビデオテープレコーダー等 : 交流100V

主な使用者、販売先オフィスビル、一般家庭等

2 対象・非対象の解釈

基本的に、コントローラー、侵入検知センサー、音声報知器等、防犯警報機器として一体的に機能する機器を、交流用電気機械器具の「防犯警報器」として取り扱う。ハードディスクプレーヤー等これに監視機能を向上させるための機器は「防犯警報器」としては対象外として取り扱う(ハードディスクプレーヤー自体は電安法の対象製品として取り扱っている。)。

なお、監視カメラ、入退室用カード読取機等であって、侵入検知又は報知機能を 有するものは、「防犯警報器」の一部として取り扱う。

における情報処理システム部分は対象外として取り扱う。

における映像分配・処理機器は対象外として取り扱う。また「防犯警報器」の対象となる範囲となるモニターが電安法の電気用品の対象となり、かつ電安法に規定する義務が既に履行されている場合は、当該モニターについて改めて「防犯警報器」としての義務を履行する必要はない。

なお、コントローラーが外部の直流電源装置により稼働する直流機器である場合であって、両者が信号線等を有するような一体不可分の関係において使用されるものでない場合、直流電源装置のみが対象となり、コントローラー及びコントローラーから直流電源の供給を受け作動する機器は対象外として取り扱っている。

(理由)

コントローラーと侵入検知センサー等が連携して防犯警報機能を発揮するため、これらを「防犯警報器」として一体的に取り扱うことが妥当であると判断する。

については、コントローラーと接続され、侵入者情報を処理する機能を追加するものであることから、当該情報処理システム部分及び監視カメラシステム部分は対象外として取り扱うことが妥当である。

については、映像分配・分割機器は映像による監視機能を追加するものであることから、当該機器は対象外として取り扱うことが妥当である。また、モニター等について電安法に基づく義務が履行されているのであれば、これら機器について改めて「防犯警報器」として技術基準適合確認義務等の履行を行う必要がないとすることが妥当である。

(参考図次頁)

(参考図)防犯等セキュリティコントローラー の場合の事例



